

はじめに

「世界人権宣言」は、人権尊重における「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」、1948年12月10日、第3回国連総会の決議として宣言されました。それは、すべての国の人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容としています。

世界人権宣言は、各国政府が達成すべき共通の基準と考えられ、法的拘束力を持つものではありませんが、さまざまな国連の活動において、この宣言の中の文言が引用されることが少なくなく、また、国際人権規約をはじめ国連が中心となって作成した人権の保障に関する多くの条約の中でも再確認され、引用され、言及されています。

他方、国際人権規約は、1966年12月16日、第21回国連総会において採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（以下、「社会権規約」と略称）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下、「自由権規約」と略称）「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」及び1989年12月15日、第44回国連総会において採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書」の4つから成り立っています。

国際人権規約は、世界人権宣言に示された諸権利の大半を承認し、それらをより詳細に規定しており、また、この宣言にない若干の権利も規定しています。

国際人権規約は、条約であり、締約国は、規約に規定している権利を尊重し、確保し、あるいはその完全な実施のための措置をとることを約束しており、この点、法的拘束力を持たない世界人権宣言とは相違しています。

わが国は、1979年6月21日、社会権、自由権両規約を批准し、これらは1979年9月21日に効力が生じました。2つの選択議定書については、わが国は、いずれも締約国になっていません。

第1章 国際権利章典の成立

1. 背景

国際連合は、「われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念」（国際連合憲章前文）に基づいて1945年に設立されました。

この国際連合の基本法ともいべき国際連合憲章（以下「国連憲章」と略称）は、第一条3で、「人権及び基本的自由を尊重するよう助長推奨することについて、国際協力を達成すること」を目的のひとつとして掲げるとともに、第五十五条及び第五十六条で「人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」のためにすべての加盟国が「共同及び個別の行動をとることを誓約する」旨規定しています。

国連の主要機関の一つである経済社会理事会は、この「人権及び基本的自由の尊重及び遵守を助長するため」の機関として、1946年に国連人権委員会（Commission on Human Rights）（2006年3月に人権理事会（Human Rights Council）に改組）を設置し、同委員会に対し、国際権利章典（International Bill of Rights）について提案を行うよう指示しました。

2. 世界人権宣言の作成及び採択の経緯

1947年の第4回経済社会理事会は、国連人権委員会委員長の要請に基づき、国際人権章典起草のための委員会を設け、オーストラリア、チリ、中国、フランス、オランダ、ソ連、英国、米国を委員国に選出しました。この起草委員会は、事務局作成の章典概要、英国の提出した章典案、米国の提出した章典条項案、フランスの提出した宣言条項案を基礎に審議した結果、法的な拘束力はないが人権保障の目標ないし基準を宣言する人権宣言と法的な拘束力をもつ人権規約の双方が必要であるとして、その草案を国連人権委員会に提出しました。起草委員会は、人権規約の実施問題も審議し、メモランダムを国連人権委員会に提出しました。

1947年の第2回国連人権委員会は、国際権利章典は、人権宣言、人権規約及びその実施措置の3分野のすべてを含むことを決定し、まず人権宣言の検討を行い、これを経済社会理事会を通じて総会に提出しました。

同宣言案は、1948年12月10日に第3回国連総会において「世界人権宣言」（Universal Declaration of Human Rights）として賛成48、反対0、棄権8（ソ連、ウクライナ、白ロシア、ポーランド、チェコスロバキア、ユーゴスラビア、サウジアラビア、南アフリカ）、欠席2（ホンジュラス、イエメン）で採択されました。同宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めたものです。

なお、1950年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

3. 国際人権規約の作成及び採択の経緯

世界人権宣言の作業を終えた国連人権委員会は、次いで、人権規約の作成作業にとりかかることとなりました。

国連における国連人権規約作成の作業は、国連人権委員会における規約草案の作成の段階と国連総会第3委員会における審議及び採択の段階に大別することができます。

(1) 国連人権委員会における草案の作成 (1949年～1954年)

国連人権委員会は、第5回(1949年)から第10回(1954年)までの6会期を費して、草案の作成に努力しました。

国連人権委員会の第5回会期(1949年)と第6回会期(1950年)においては、第2回会期(1946年)と1947年及び1948年の起草委員会とで作られたテキストに基づいて審議が行われ、一応の草案が出来たのですが、その草案には市民的及び政治的権利(Civil and Political Rights)(いわゆる自由権及び参政権)に関する条項と、その実施措置として自由権規約委員会(Human Rights Committee)の制度に関するものが含まれていました。

1950年の第5回国連総会においては、世界人権宣言が理想とする「自由な人間」であるためには市民的及び政治的権利が保障されるだけでなく、欠乏からの自由、つまり経済的、社会的及び文化的権利の確保が必要であるとの観点から、規約草案にこれらのいわゆる社会権と男女平等の規定を含めることが決定されました。

その後、1951年の第6回国連総会においては、規約草案の作成に当たり、市民的及び政治的権利に関する規約と経済的、社会的及び文化的権利に関する規約とに分けて2つの国際人権規約を作成することが決定されました。

1954年、国連人権委員会は、それぞれ実施措置を盛り込んだ2つの国際人権規約の草案、すなわち、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)の草案を作成しました。

(2) 国連総会第3委員会における審議及び採択 (1954年～1966年)

規約草案は、第9回総会から第21回総会にかけて第3委員会において逐条ごとに審議され、種々の修正を経た後、1966年12月16日、総会において全会一致で採択されました。また、これらの両規約のほかに、自由権規約の実施に関連して同規約に掲げる権利の侵害について締約国の個人が行った通報をこの規約によって設けられた自由権規約委員会が審議する制度について規定した「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」(以下「選択議定書」と略称)が賛成66、反対2、棄権38で採択されました。

(3) 第二選択議定書の作成及び採択 (1980～1989年)

自由権規約第六条に言及されている死刑制度に関連して、死刑廃止を目的とする選択議

定書草案の起草についての検討が 1980 年の第 35 回国連総会で開始されました。その後、検討は国連人権委員会及び国連差別防止・少数者保護小委員会（現在の人権理事会諮問委員会）に委ねられ、同小委員会より任命された特別報告者は、1987 年、議定書草案を含む報告書を小委員会に提出しました。同議定書草案は小委員会、人権委員会をコンセンサスで通過した後、経済社会理事会を経て、1989 年第 44 回国連総会に送付されました。同草案は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書」（以下「第二選択議定書」と略称）として、同年 12 月 15 日、賛成 59、反対 26、棄権 48 で採択されました。

（4）効力の発生

社会権規約は、1976 年 1 月 3 日に、自由権規約及び選択議定書は、1976 年 3 月 23 日に、第二選択議定書は 1991 年 7 月 10 日に、それぞれ効力を生じました。

2008 年 4 月現在の締約国数は、社会権規約が 158 カ国、自由権規約が 161 カ国、選択議定書が 111 カ国、第二選択議定書が 66 カ国です。

第2章 世界人権宣言と国際人権規約

第1章で述べましたように、世界人権宣言と国際人権規約は、もともと国際権利章典を作成するという国連での構想の下に作られたものです。従って、両者は密接な関係にあり、両者が対象としている権利の内容もほとんど共通し、一般に、国際人権規約は、世界人権宣言に示された権利を詳細に規定していると言えます。しかしながら、採択に至るまでの時期の相違から若干の違いがあります。

世界人権宣言にうたわれており国際人権規約に規定されていない権利としては、迫害を免れるため、他国に避難する権利（第十四条1）、国籍をもつ権利（第十五条）、財産を所有する権利（第十七条）があります。担し、自由権規約第二十四条は、すべての児童の国籍を取得する権利を規定しています。

また世界人権宣言にうたわれていないが国際人権規約に規定されている権利としては、自決権（社会権、自由権両規約第一条）、戦争宣伝の禁止等（自由権規約第二十条）、児童の権利（自由権規約第二十四条）、少数民族の権利（自由権規約第二十七条）などがあります。

次に、以下の章において世界人権宣言及び国際人権規約の概要を説明しますが、先に述べましたように両者が対象としている権利内容はほとんど共通しているところから、重複を防ぐため、権利の具体的内容の詳細については、国際人権規約の概要の章で詳しく述べることにします。

第3章 世界人権宣言の概要

世界人権宣言は、前文及び本文三十条からなり、その中ですべての人間の自由と平等、刑事手続上の権利、表現の自由、社会保障を受ける権利などを宣言しています。

1. 前文

前文は、世界人権宣言の趣旨、背景、目的などを述べています。

まず、世界人権宣言の趣旨として、

第1に、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎」であり、

第2に、「人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言され」、

第3に、「人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要である」と述べています。

つづいて、この宣言の背景及び目的を次の通り述べています。

第1に、「国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意」し、

第2に、「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約」し、

第3に、「これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要」であるので、

社会の各個人及び各機関が「これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的および国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」となることが世界人権宣言の目的である旨述べています。

2. 本文

本文は、基本原則（第一条、第二条）、市民的、政治的権利に関する権利（第三条から第二十一条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する権利（第二十二条から第二十七条）、人権保障一般に関するもの（第二十八条から第三十条）に分けることができます。

(1) 基本原則

第一条及び第二条は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と

権利とについて平等である」とし、「人権、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由を享受することができる」として、平等かつ無差別の基本原則を宣言しています。

(2) 市民的及び政治的権利に関するもの

第三条から第二十一条にわたる各宣言はすべての人間が当然に与えられる市民的及び政治的権利について述べています。これらの権利を内容ごとに大別すれば次のとおりです。

① 生命、身体及び司法手続きに関する保障

まず、一般的宣言として第三条は、「すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」と宣言しています。

さらに、具体的に、奴隷又は苦役からの自由（第四条）、拷問又は残虐な取扱いの禁止（第五条）、法の下において人として認められる権利（第六条）、法の下における平等及び法の平等な保護を受ける権利（第七条）、人権侵害に対する効果的な司法的救済を受ける権利（第八条）、ほしいままの逮捕、拘束、又は追放の禁止（第九条）、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を平等に受ける権利（第十条）、有罪の立証があるまでは無罪を推定される権利及び事後法の禁止（第十一条）を宣言しています。

② 自由権的権利に関するもの

国内における移転及び居住の自由（第十三条1）、自国その他いずれの国をも立ち去り、自国に帰る権利（同条2）、財産を所有する権利（第十七条）、思想、良心及び宗教の自由（第十八条）、表現の自由（第十九条）、平和的集会及び結社の自由（第二十条）を宣言しています。

③ プライバシーの保護及び婚姻の自由に関するもの

私事、家族、家庭若しくは通信に対する干渉又は名誉、信用に対する攻撃の禁止及びそのような干渉、攻撃に対して法の保護を受ける権利（第十二条）、婚姻し、家庭を作る権利、並びに婚姻中及びその解消に際しての男女の平等（第十六条）を宣言しています。

④ 他国へ避難する権利及び国籍をもつ権利に関するもの

迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利（第十四条）及び国籍を持つ権利、ほしいままに国籍を奪われ、または変更されない権利（第十五条）を宣言しています。

⑤ 政治的権利に関するもの

直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利及び公務につく権利（第二十一条1及び2）、国民主権の実現、定期的な選挙、平等の普通選挙、秘密投票又はこれと同等な自由投票の保障（第二十一条3）を宣言しています。

(3) 社会的、経済的及び文化的権利に関するもの

第二十二条から第二十七条にわたる各宣言は、社会的、経済的及び文化的権利に関するものです。

まず、第二十二條は、すべて人は社会保障を受ける権利を有し、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有すると一般的な宣言を述べています。さらに、これらの権利を内容により大別すれば次のとおりです。

① 労働基本権に関するもの

労働権については、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には他の社会的保護手段によって補充を受ける権利、労働組合を組織し、参加する権利（第二十三條）、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む余暇をもつ権利（第二十四條）を宣言します。

② 社会保障、母性及び児童の保護等に関するもの

社会保障に関しては、健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利及び不可抗力による生活不能の場合に保障を受ける権利（第二十五條 1）、母と子の特別の保護及び援助を受ける権利及びすべての児童が、同じ社会的保護を受ける権利（第二十五條 2）を宣言しています。

③ 教育及び文化に関するもの

教育に関しては、教育を受ける権利、初等教育の無償化及び義務化、高等教育の機会均等及び親の子に与える教育の種類を選択する優先的権利（第二十六條）を、文化的権利としては、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利並びに創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利（第二十七條）を宣言しています。

(4) その他

第二十八條は、すべての人がこの宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有するとしています。

第二十九條は、すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であってのみ可能である社会に対して義務を負うとし、さらに、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみに服し、これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならないとしています。

最後に、第三十條は、この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事する権利を認めるものと解釈してはならないと述べています。

第4章 国際人権規約の概要

社会権規約は、前文、本文三十一条及び末文から成り、自由権規約は、前文、本文五十三条及び末文から成っています。両規約の規定の内容についての詳しい説明は次の章以下に譲りますが、ここでは両規約にまたがって説明した方が良いと思われる諸点について述べることにします。

1. 前文

条約の前文は、その条約作成の趣旨、目的、背景などを宣言する文章です。社会権、自由権両規約の前文は、人権を認めることが「世界における自由、正義及び平和の基礎をなす」こと、人権は「人間の固有の尊厳に由来する」こと、恐怖及び欠乏からの自由という自由な人間の理想は、人権を享有できる条件が作り出される場合に始めて達成されることなど、人権に関する締約国の基本的認識を明らかにするとともに、人権の尊重を促進することが国家の義務及び個人の責任であるとの認識を表明しています。

条約の前文自体は、法的効果、つまり、これにより、この条約の締約国が何らかの義務を負うという効果を伴うものではありませんが、その条約の拠って立つ根本的な原理を宣言するものであり、規定の解釈の指針ともなるものとして重要な意味をもっています。

2. 自由権と社会権

基本的人権は、大きく分けると参政権のほか自由権と社会権とに分けられます。ごく簡潔にいうならば、自由権というのは基本的に個人の生活に国家権力の干渉や妨害を受けることのない一定の領域が存在し、これを保障するという観点に立った権利であり、国家によってはじめて与えられるのではなく、国家以前に存在すると考えられているものです。この自由権は、西欧民主主義の発展の歴史的過程の中で確立されたものです。また、社会権というのは、個人の生活の保障が国家の果たすべき責任であるとの認識に基づいて、国の施策により個人に認められる権利です。例えば思想の自由、表現の自由、身体の自由などは自由権であり、教育を受ける権利、労働の権利、労働者の団結権などは社会権といえます。

これらの基本的人権について、社会権規約は、社会権及びこれにかかわりのある権利の保障を内容とするものであり、自由権規約は、自由権、参政権などを内容としているものです。

3. 自決権

社会権、自由権両規約は、それぞれの第一条でともに、「人民の自決の権利」を規定しています。この規定は、国際人権規約の草案作成当時の植民地独立の気運の世界的な高まりを反映して、社会権、自由権両規約の冒頭の条文に同じ文章で盛り込まれたものです。1948年に採択された世界人権宣言には、この権利に関する宣言はありませんでした。この自決権という権利は、歴史的には、宗主国に対する植民地の人民の政治的主張として発展したものであり、人民が自由に自らの政治的運命を決定できるという政治的原則を規定したものです。

4. 平等

国際的人権規約に規定する諸権利がいずれの人によっても平等に享有されることを義務づけているのが社会権規約第二条 2 及び自由権規約第二条 1 であり、これらの規定に示されているように不合理な差別の排除と平等の原則は、国際人権規約を貫く原則といえます。自由権規約第二十六条は、さらに具体的に法の下での平等を規定しており、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位を理由とした不合理な差別を排除しています。

この条項が列挙している差別の理由のうち若干のものについて説明しますと、まず「人種」とは、一般に人類を生物学的に体質の特徴で分ける概念であり、例えば黄色人種、白色人種、黒色人種その他に大別され、さらに頭髪の形状、頭形、身長などで細分されています。「国民的出身」というのは、国籍のほか、帰化した人の出身などをいうものと考えられ、「社会的出身」とは、社会的な地位又は条件をいうものと理解され、わが国の憲法でいう社会的身分又は門地に該当するものと理解されています。「出生又は他の地位」とは、摘出子または非摘出子の別、職業上の地位など例挙されているもの以外の事由をいうものと理解されています。

両規約はさらに、それぞれ第三条において、男女平等の原則を定めています。第二条の規定は、国際人権規約に規定する権利が性による差別なく行使されることを保障しているのですが、さらにここで男女平等の原則を定めたのは、1つには、国連が男女平等の原則を極めて重視しているということ、他方、この原則が世界の各地域において必ずしも十分尊重されているとは限らないという現実を踏まえてこの原則の重要性を強調することなどの理由によるものです。

また、自由権規約においては、このほか第四条、第十四条、第十六条、第二十四条 1、第二十五条などで平等の原則を明らかにしています。

5. 権利の制約

国際人権規約は、平等の原則に立脚した人権の徹底的な保障を規定していますが、これ

らの基本的人権といえども、権利に内在する合理的制約に従うべきものがあります。名誉毀損などを防止するために表現の自由に一定の制約を課すことはその一例ですが、これに限られるものではなく、他人の人権との調和を図ることを目的としたもの、また、より多数の利益のために合理的と認められる一定の制約を設けることなどのケースが考えられましよう。

社会権、自由権両規約の第五条は、正に右のようなことを念頭においたものであり、国際人権規約において認められる権利及び自由を「破壊し、若しくはこの規約に定める制限の範囲を超えて制限することを目的とする活動に従事し又はそのようなことを目的とする行為を行う権利を有することを意味するものと解することはできない」旨規定しています。

また、社会権規約第四条は、権利の性質と両立していること、民主的社会における一般の福祉を増進することを目的としていること、法律による制限であることの 3 つの条件を付して権利に制限を課すことができることを認めています。

このような権利の制約は、基本的には憲法に規定している公共の福祉による制約と同じ意味と考えてよく、それらは前にも述べたように権利そのものに内在する制約原理を明らかにしたものと考えられます。

最後に、社会権規約第二条 3 は、開発途上国は、人権及び自国の経済の双方に十分な考慮を払い、同規約において認められる経済的権利をどの程度まで外国人に保障するかを決定することができるかと規定しています。つまり、開発途上国については、社会権規約の諸権利について、内外人平等の原則の例外措置をとることを認めているもので、開発途上国の経済的事情を考慮した規定です。

第5章 社会権規約の実体規定

次に社会権規約の諸規定のうち実体規定、つまり保障すべき権利の内容について規定したもののについて、これらの権利の保障の態様、労働基本権、社会保障などに関する権利、教育及び文化活動に関する権利のそれぞれに大別して説明します。

1. 漸進的達成

第二条 1 は、締約国が「この規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため」「行動をとることを約束する」と規定しています。「漸進的に達成する」というのは、社会権規約に規定する諸権利を完全に実現するため、段階を追って次第に実現の程度を高めていくことを言うものと考えられます。この漸進的達成には、具体的な期間の制限はなく、達成の速度が遅いか速いかを問うものではありませんが、着実に前進を図る必要があるものと考えられています。つまり、社会権規約の定める権利は、国の積極的な政策が必要とされるものが中心となっており、その完全な実現には日時を要するものと考えられるので、即時に実現されることは要求されておらず、漸進的に実現すべきものと規定しているわけです。

2. 労働基本権

(1) 労働の権利

第六条は、「労働の権利を認める」と規定したうえ、さらにこの労働の権利には、「自由に選択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得る権利」が含まれると規定しています。

国際人権規約上、原則として外国人にもこの権利が保障されているということは、前に平等の項で説明したところから明らかです。他方、外国人の権利が一定の制約に服することもまた規約の容認するところと考えられます。実際上も、出入国管理法上、外国人の入国に際し、滞在許可に条件を付すなど外国人の権利に一定の制約を設けることは現在の国際社会では一般的に行われているところといえます。わが国の現行法上も、外国人に対しては一定の制限が加えられる場合があり、例えば、出入国管理法上、外国人の入国に際し、滞在許可に就労してはならないとの条件を付すことができ、この条件に違反して労働に従事した場合には国外退去の措置をとり得るとされています。また、外国人が選択し得る職業の範囲について、例えば外国人は一定の公務員、公証人などの職にはつけないなど一定の制限が課されている場合があります。

(2) 労働条件

第七条では、「すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有することを認め

る」と規定し、特に賃金、作業条件、昇進の機会、休息などの諸条件について規定しています。

第1に、賃金については、公正な賃金及びいかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬を確保すべきものと定め、また、女子について、同一の労働についての同一の報酬とともに男子が享受する労働条件に劣らない労働条件を保障すべきことを定めています。この規定は、賃金についてその者の家族構成、地域事情などの合理的事情を考慮に入れることを否定する趣旨ではないと考えられます。事実、この報酬は、労働者およびその家族のこの規約に適合する相応な生活を確保するものでなければならないとされています。

第2に、作業条件について、安全かつ健康的なものでなければならないとされています。

第3に、昇進については、前任及び能力以外のいかなる事由も考慮されることなく、すべての者がその雇用関係においてより高い適当な地位に昇進する均等な機会が保障されなければならないとされています。

最後に、休息、休暇、労働時間の合理的な制限を確保し、定期的な有給休暇及び公の休日についての報酬を確保すべきものとされています。ここでいう「公の休日」とは、わが国でいえば国民の祝日を指すものと考えられます。

ところで、わが国は、「公の休日についての報酬」について留保をしました。これは、わが国では現実に労働しない国民の祝日についても賃金を支払う賃金体系をとっている企業の割合が少なく、また国民の祝日に賃金を支払うという社会的合意がないことなどから、国民の祝日に賃金を払うか否かは、労使の話し合いに委ねるのが適当であると考えられ、このような趣旨から留保することとしたものです。

なお、留保というのは、わが国が条約の自国への適用について一部の規定を排除する意思表示です。

(3) 労働三権

第八条は、労働者の団結権、労働組合が自由に活動する権利およびいわゆる争議権を含む同盟罷業をする権利について規定しています。

まず、団結権について、すべての者がその経済的及び社会的利益を増進し及び保護するため、労働組合を結成し、または自ら選択する労働組合に加入する権利があるとされています。この権利については、法律で定めること、国の安全若しくは公の秩序のため又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会において必要なものであることの2つの要件を満たす制限以外の制限を課してはならないと規定しています。また、労働組合が国内的、国際的に連合団体を結成する権利を保障しています。

次に労働組合が自由に活動する権利を定めています。この権利の制限については、団結権についてと同様の規定が置かれています。

最後に、争議権を含む同盟罷業をする権利が定められています。これについては、各国の法律に従って行使されることを条件とする旨定められています。さらに、これら労働三権について、軍隊若しくは警察の構成員又は公務員による行使について合法的な制限を課

すことを妨げるものではない旨の規定がおかれています。

なお、わが国は、批准に際し当時の国内法令を考慮して第八条 1(d)の規定につき留保をしています。

また、わが国は、第八条 2 の規定にいう警察の構成員のなかに消防職員が含まれる旨の解釈宣言を付しています。わが国は、ILO（国際労働機関）の結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第 87 号条約）の批准に際しても同様の見解をとっており、このような立場を改めて明らかにしたものです。解釈宣言とは、条約の規定に内包された解釈の幅の中で自国のとる解釈を念のために明確にしておくとの効果をもつもので、他の締約国が、わが国と異なる解釈をとるとしても、わが国の解釈がそれによっていかなる意味においても影響を受けるものではありません。

3. 社会保障、母性及び児童の保護並びに相当な生活水準及び健康の享受に関する権利

(1) 社会保障

第九条は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認めると規定しています。この条項の審議に際し、「社会保険その他の社会保障」を具体的に定義することは極めて困難であり、多数の国に棄権を強いる結果を招く恐れがあるとの意見が支配的であったため、社会保障の具体的内容について明文の規定は置かれませんでした。したがって、社会保障の具体的範囲、その費用の負担者などの内容については、各締約国の判断に委ねられているものと考えられます。

わが国の場合は、総理大臣の諮問機関である社会保障制度審議会の勧告において、社会保障の範囲としては社会保険、国家扶助、公衆衛生及び医療、社会福祉の 4 部門の広い範囲のものとして定義されています。この定義に該当する国内法としては、厚生年金保険法、健康保険法、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法など多数の法律があります。

(2) 児童および母性の保護

第十条は、児童および母性の保護について規定しています。この規定は、児童の保護および母性特に妊婦の保護を最大の目的としています。

まず、できる限り広範な保護及び援助が、社会の自然かつ基礎的な単位である家族に対し、特に、家族の形成のために並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に、与えられるべきであると一般的に定められています。また婚姻は両当事者の自由な合意に基づいて成立するものでなければならないと定めています。

次に、母性の保護について、産前産後の合理的な期間においては、特別な保護が母親に与えられるべきこと、さらに働いている母親には、その期間において、有給休暇又は相当な社会保障給付を伴う休暇が与えられるべきであることを定めています。

最後に児童の保護について、まず第 1 に、保護及び援助のための特別な措置が、出生そ

他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきであること、第 2 に、児童及び年少者は、経済的及び社会的な搾取から保護されるべきであることを定めています。次に、以上の児童の保護を確保するため、児童及び年少者を、その精神若しくは健康に有害であり、その生命に危険があり又はその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用することは法律で処罰すべきであること、国は、年齢による制限を定め、その年齢に達しない児童を賃金を支払って使用することを法律で禁止し、かつ処罰すべきである旨定めています。

わが国の場合、この最後の禁止及び処罰を含め、労働基準法などによって実現されています。

(3) 相当な生活水準及び健康の享受に関する権利

第十一条及び第十二条は、いわゆる相当な生活水準及び健康の享受に関する権利を定めています。

まず、第十一条では、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認めると定めています。ここでいう「相当な生活水準」とは、人間としてふさわしい程度の生活水準を与えられるべきであるという意味ですが、絶対的及び具体的な内容又は基準を示しているわけではありません。

続いて、この条は、締約国がすべての者に対し飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて具体的な措置をとることを定めています。

次に、第十二条では、すべての者が健康を享受する権利を有するという原則を述べたうえで、締約国に対し、第 1 に、妊婦、乳幼児及び児童の健康、第 2 に、環境衛生及び産業衛生の改善、第 3 に、病気の予防と治療、第 4 に、医療、看護などの確保のためのそれぞれの措置をとるべきことを義務づけています。

わが国では、この条の規定を担保するための措置として、母子保護法、健康保健法などがあります。

4. 教育及び文化活動に関する権利

(1) 教育に関する権利

第十三条及び第十四条は、義務教育など教育に関する権利を定めています。

まず、教育についてのすべての者の権利を認めるとともに、教育一般の理念を宣明しています。次に、権利の完全な実現を達成するために初等教育、中等教育、高等教育の各分野において締約国がとるべき措置、つまり、初等教育は義務的なものとして無償とすること、中等教育および高等教育は、特に無償教育の漸進的な導入により、すべての者に対して機会が与えられること、初等教育を受けなかった者などのための基礎教育をできる限り奨励し、強化すること、学校制度の発展を積極的に追求し、奨学金制度を設立し、教育職

員の物質的条件を不断に改善することなどが定められています。さらに、私立学校を選択する自由及び私立学校を設置管理する自由を規定しています。以上の初等教育とは小学校での、中等教育とは中学校及び高等学校での、また、高等教育とは大学、大学院、短期大学及び高等専門学校での教育を指すものと考えられています。なお、わが国では、初等教育は、心身ともに健康な国民の育成を期して、国民として必須の教育を受けることを目的として行われています。したがってこのような目的の下に日本語で行われる初等教育を外国人に強制的に受けさせることは実際的ではないと考えられることから、希望する外国人に対しては、初等教育を無償で開放することとしています。これを強制することまでは考えておりません。

また、第十四条は、この規約を締結した時に無償の初等義務教育を確保するに至っていない国は、その実施計画を2年以内に作成すべきことを規定したのですが、わが国では、外国人も含めて無償の初等教育が確保されているので、この規定は、わが国にとってはすでに実現済みのものということができます。

ところで、わが国は、中等教育及び高等教育の漸進的無償化については留保しています。これは後期中等教育および高等教育について、わが国では、私立学校の占める割合が大きく、私学進学者との均衡などから、国公立学校に妥当な程度の負担を求めることとなっており、さらに私立学校を含めて無償化を図ることは私学制度の根本にかかわることなので留保することとなったものです。

(2) 文化活動に関する権利

第十五条は、すべての者の文化及び科学に関する権利を確認したうえで、この権利を実現するために締約国がとる具体的措置には、科学及び文化の保存、発展及び普及のために必要な措置を含まねばならない旨を規定しています。さらに、この趣旨を徹底させるため、科学研究及び創作活動に不可欠な自由を尊重すべきこと、また科学及び文化の分野における国際交流の重要性について規定しています。

第6章 自由権規約の実体規定

次に、自由権規約の実体規定について説明しましょう。

1. 権利保障の態様

自由権規約には、社会権規約の第二条 1 に対応する漸進的達成に関する規定がありません。したがってその規定する権利の保障については、社会権規約と比較して、より速やかな実現を要求しているものと考えられます。また、このことは、自由権規約の内容が自由権、参政権などに関わるものであることも無関係ではありません。ただし、第二条 2 は、締約国がこの規約の当事国となった時点で、必要な立法措置がとられていない場合もあり得ることを想定して、このような場合には、この規約の締結後必要な行動をとり、この規約に定める権利を個人に対して具体的に保障し得るような立法措置などを講ずる義務を規定しています。

また第二条 3 は、個人がこの規約において認められる権利又は自由を侵害された場合、効果的に救済措置が講ぜられるようにすることについて規定しています。

2. 奴隷的拘束及び苦役からの自由

第八条は、まず「何人も、奴隷の状態に置かれてはならない。あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引は、禁止する」と規定し、次に「何人も、隷属状態に置かれてはならない」と規定して、最後に、犯罪による処罰の場合などの例外を除いて、「何人も、強制労働に服することを要求されない」と規定しています。

奴隷の状態、奴隷制度とは、人が人間であるということを否定され、あたかも物として他の者に所有され、またその所有権に伴って生ずる売買その他の権利を行使されている状態または制度を意味しています。隷属状態とは、人格そのものが否定されるわけではないという意味で奴隷とは異なりますが、自由意志に基づいて行動することを否定され、他の者に支配されていることを指しています。強制労働とは、本人の意志に反し、義務がないのに強要される一切の労務を意味しています。

以上のようなことは、わが国ではもちろん違法なこととして、刑法を初めとする国内法で禁止されています。

3. 身体的自由

第九条は、不当に逮捕又は抑留されない身体的自由を規定しています。また第十一条は、この身体的自由について、契約上の義務の不履行のみを理由とする拘禁の禁止を規定して

います。

第九条では、まず「すべての者は、身体の自由及び安全についての権利を有する」と規定し、さらに、その具体的保障のための措置を規定しています。これについてわが国では、現行犯の逮捕の場合以外、裁判官の発する令状によらなければ逮捕されないという、いわゆる令状主義の原則などにのっとりた刑事手続などによって保障されています。この規定は、また、違法に逮捕又は抑留された者がその賠償を受ける権利を規定しています。この権利は、国際賠償法などによって担保されています。

第十一条は、「何人も、契約上の義務を履行することができないことのみを理由として拘禁されない」と規定しています。西欧では、かつて個人間の契約、例えば金の貸借に関する義務の不履行に対し、投獄などの刑罰を科していたという歴史的事実があったことから、このような規定が特に設けられたものです。わが国においては、単なる契約上の義務の不履行を犯罪として処罰したり、その義務の履行を強制するため拘禁することはできません。

4. 刑事裁判及び刑罰に関する保障

(1) 刑事裁判に関する保障

刑事裁判について、先程説明した第九条では、逮捕または抑留された者は、妥当な期間内に裁判を受ける権利又は釈放される権利を有すると規定したうえで、いわゆる保釈についても規定しています。

また、第十四条では、まず最初に、刑事上の罪の決定について、独立かつ公平な裁判所による公正な公開審理をうける権利を規定しています。次に、この規定は、有罪の判定があるまでは無罪と推定されるとの刑事裁判上当然の原則を規定しています。さらに、速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること、自己の弁護のための十分な時間と便宜を与えられ弁護人と連絡すること、資力のないときはその費用を負担しないで弁護人が付されること、証人を尋問することができること、裁判所で使われる言葉が理解できないときは無料で通訳の援助を受けること、自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないことなどについての権利を規定しています。少年の刑事手続に関しては、その年齢および更正の促進が望ましいことを考慮したものとすべき旨を定めています。続いて、有罪の判決を受けた者が、上級の裁判所で再審理され得る権利を有することについて規定し、さらに有罪判決があつて刑に服した者が、その後再審によって無罪とされた場合に、刑に服したことについての補償を受ける権利を有することを規定しています。最後に、既に確定的に有罪又は無罪の判決を受けた行為について再び裁判され又は処罰されないという、一事不再理の原則について規定しています。

第十条は、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」と規定したうえで、被告人、つまり犯罪の嫌疑を受けて起訴され刑事裁判を

受けている者及び少年の被告人のそれぞれの取扱いを規定しています。

また、拷問については第七条で、明確にこれを禁止する旨規定しています。

第十五条 1 は、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされないことなどのいわゆる事後法の禁止ないし遡及処罰の禁止について規定しています。

以上の諸規定は、わが国においては、憲法の刑事法に関する保障規定に従い制定されている刑事訴訟法などの法律により十分保障されています。

(2) 刑罰

第六条は、「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も恣意的にその生命を奪われない」と規定したうえ、死刑について、最も重大な犯罪についてのみ科することができることなどの制限を定め、さらに「死刑を言い渡されたいかなる者も、特赦又は減刑を求める権利を有する。死刑に対する大赦、特赦又は減刑は、すべての場合に与えることができる。」と規定しています。

次に、前にも触れた第七条は、何人も、「残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない」と規定しています。なお、この規定は、必ずしも刑罰のみに関するものではありません。

5. 居住及び移転の自由

第二十条は、まず国の領域内で移動の自由及び居住の自由についての権利を規定し、次に出国の自由について規定したうえ、これらの権利に対する制限が一定の場合に必要であるとされる場合はこの限りでないことを規定し、最後に自国に戻る自由を規定しています。この最後の、自国に戻る自由の「自国」とは、個人が国籍を有している国であると考えられています。

第十三条は、外国人の追放について規定しています。この規定は、合法的に滞在する外国人の国外追放は、法律に基づいて行われた決定によってのみ行うことができると規定し、さらにその追放に関する手続きについて規定しています。

6. プライバシーの保護

いわゆるプライバシーの保護は、情報化社会の進展、科学技術の進歩という時代の流れの中でますます重要になってきている比較的新しい観念です。

第十七条は、このプライバシーの保護について規定したもので、「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」と規定したうえ、これについて法律の保護を受ける権利を規定してい

ます。

7. 思想、良心及び宗教の自由並びに表現の自由

思想、良心及び宗教の自由とは、どのような思想、宗教を信奉していても、そのことによって何ら不利益を受けず、また逆に特定の思想や宗教を強制されないという自由で、いわゆる政教分離、国家宗教の禁止をも含むものであり、表現の自由とは、これらを表現することの自由です。

(1) 思想、良心及び宗教の自由

第十八条は、まず「すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する」と規定したうえ、この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由のほか、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む旨一部表現の自由についても規定しています。この規定は、さらに「何人も、自ら選択する宗教または信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない」と規定しています。次に、宗教又は信念を表明する自由についての、前に説明した制約について規定したうえ、最後に、児童に対する宗教的及び道徳的教育を確保する自由の尊重について規定しています。

(2) 表現の自由

第十九条は、すべての者が干渉されることなく意見を持つ権利を有する旨思想、良心などの自由について重ねて規定したうえ、「すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む」と規定しています。この規定についても最後に、制約に関する規定があります。

(3) 戦争宣伝の禁止及び国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道の禁止

第二十条は、「戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する」「差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」と規定しています。

「戦争宣伝の禁止」について、わが国にはこれを実施するための国内法はありません。そもそも表現の自由がこの規定により不当に害されてはならないことは当然であり、実際に立法するかどうかは表現の自由を考慮した各締約国の裁量に委ねられているとも考えられます。ひるがえって、わが国は憲法第九条で戦争を放棄しており、「戦争宣伝」という抽象的なものを法律で罰する必要はありません。

「国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道の禁止」については、わが国では刑法を始め教育、労働その他各般の分野で差別、敵意、暴力の排除に資する立法措置がとられています。今後こうした現行法制でも規制し得ない行為により具体的な弊害が生じた場合には、表現の自由を確保するという要請をも十分に考慮して立法措置が検討されることとなりましょう。

8. 集会及び結社の自由

第二十一条は、集会の自由を、第二十二条は、結社の自由をそれぞれ規定しています。

集会とは、多数の人が、共同の目的により一定の場所に集まることを言い、結社とは、一定の目的のために、多数のひとが、継続して結合することを言うとして理解されています。

第二十一条は、「平和的な集会の権利は、認められる」と規定し、さらにその権利の制約につき定めています。

第二十二条は、「すべての者は、結社の自由についての権利を有する」と規定し、さらに、この権利には、労働組合の結成及びこれへの加入の権利が含まれる旨規定しています。この権利についても、制約が定められています。なお、この規定についても、社会権規約第八条 2 と同じく、軍隊及び警察の構成員に対して合法的な制限を課し得る旨の条項が設けられていますが、すでに述べたように、わが国は、この規定にいう警察構成員のなかに消防職員も含まれるという解釈宣言をしています。

9. 婚姻の自由など

第二十三条は、家族の保護、家族を形成する権利、婚姻の自由、配偶者間の平等について規定しています。社会権規約第十条でも同様のことを規定していますが、自由権規約では、ここに規定する権利が、自由権規約に規定する他の自由権的権利と同様、国家などによる侵害から保護されるべきであるとの観点からこのように規定されているものです。

10. 児童の権利

第二十四条は、児童がいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要なとされる保護の措置についての権利を有すること、国籍を取得する権利を有することなどを規定しています。

11. 参 政 権

第二十五条は、参政権について規定しています。その内容として、第1に「直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参加すること」、第2に「普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票し及び選挙されること」、第3に「一般的な平等条件の下で自国の公務に携わること」を規定しています。この権利を有する者としてこの規定は、「すべての市民」と規定していますが、この市民は、国民と同じ意味です。

12. 裁判を受ける権利

前に刑事裁判手続に関する保障の項で触れた第十四条は、「すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する」と規定しています。この規定は、一面では前に説明した、自由権としての刑事裁判手続に関する保障を規定するとともに、他面、「裁判を受ける権利」についても規定しているものと考えられます。この「裁判を受ける権利」というのは、民事、つまり金銭の貸借をめぐる争い、損害賠償など個人間の権利義務をめぐる関係についてまず取り上げられるもので、その場合裁判によるその解決を国に求める裁判請求件を意味しています。

13. 少数民族の権利

第二十七条は、「種族的、宗教的又は言語的少数民族」の構成員が、他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し、または自己の言語を使用する権利を否定されない旨規定しています。わが国においては、何人も本条に規定している上記権利の享有を否定されていません。

14. 第二選択議定書

第二選択議定書は、生命に関する権利について規定している自由権規約第六条を発展させるものであり、締約国の管轄下にある何人も死刑を執行されない旨及び締約国はその管轄権内において、死刑廃止のために必要なあらゆる措置を講ずる旨規定しています。

なお、わが国は、この「第二選択議定書」の締約国になっていません。

第7章 実施条項

1. 報告制度及び人権委員会の設置

両規約はいずれも、実施措置として報告制度を設けています。

まず社会権規約では、第十六及び十七条で、締約国は、社会権規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の実現についてもたらされた進歩に関する報告を国連事務総長に提出しなければならない旨、またその報告には規約に基づく義務の履行程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる旨規定しています。国連事務総長は提出された報告を経済社会理事会に送付するとともに、関係専門機関に対して報告の関係部分の写しを送付しますが、経済社会理事会は更にこれを人権理事会に送付することができます。人権理事会は、報告を検討し一般的な性格を有する勧告を行うことができますが、これに対して、締約国は、委員会の勧告に関する意見を経済社会理事会に提出できます。また、関係専門機関は、経済社会理事会がその専門機関と行う取極によって、自己の任務の範囲内にある事項に関する規約の規定の遵守についてもたらされた進歩に関し同理事会に報告を行うことができることとなっています。なお、社会権規約により経済社会理事会に課せられている報告を審議する義務を果たすため、同理事会の決議により、「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会 (Committee on Economic, Social and Cultural Rights)」が設置されています。同委員会は、個人の資格で選出され、活動する委員によって構成され、報告を検討し一般的な性格を有する提言または勧告を作成しています。

他方、自由権規約においては、第四十条で、締約国は、自由権規約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国連事務総長に提出すること、またその報告には、規約の実施に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらを記載しなければならないとされています。国連事務総長は提出された報告を、検討のため、自由権規約によって設けられている人権委員会に送付するとともに、関係専門機関に対し報告の関係部分の写しを送付することができますが、これに対して、自由権規約委員会は報告を検討し、一般的な性格を有する意見を締約国に送付し、さらに締約国は、委員会が提出する一般的な性格を有する意見に関する見解を委員会に提示することができることとなっています。同委員会も、個人の資格で選出され活動する18人の委員によって構成されています。なお、同委員会においては、1987年から2006年末までわが国の安藤仁介京都大学名誉教授が委員を務め、2007年1月以降現在に至るまで、岩沢雄司東京大学教授が委員を務めています。

ところで、自由権規約第四十一条は、他の締約国の義務の不履行に関していずれかの締約国が自由権規約委員会に通報を行った場合、自由権規約委員会がこれを検討し関係締約国に対し斡旋を行う制度を設けています。さらに、自由権規約委員会に付記された事案が

関係締約国の満足するように解決されない場合には、委員会は、関係締約国の同意を得た上、関係締約国が容認する 5 人の者で構成される特別調停委員会を設置することができます。この特別調停委員会は、その事案を友好的に解決するため関係締約国に対して斡旋を行うわけです。この制度は、ニュージーランドが 10 番目の宣言国となり、1979 年 3 月 28 日に発効しました。2008 年 6 月現在宣言国は 48 カ国です、わが国は、この宣言を行っていませんが、2008 年 6 月までにこの制度が実際に運用されたことはありません。

2. 選択議定書

第 21 回国連総会第 3 委員会で、前項で説明した自由権規約の実施条項に個人による自由権規約委員会への訴えの権利を取り入れようとの修正案が提出されました。しかし、自由権規約の実施条項にこうした規定を含めることは、多くの国によるこの規約の締約を困難にするおそれがあるとして反対する国が多数あったため、結局この個人の通報制度は、この規約とは別個に「市民的及び政治的に関する国際規約の選択議定書」を作成してそこに規定することとされたものです。

わが国は、現在までにこの「選択議定書」の締約国にはなっていませんが、この「選択議定書」は、締約国による自由権規約の義務の不履行について、個人が自由権規約委員会に直接通報し、審議を求めることを認め、個人が行った通報を自由権規約委員会が審議する制度について規定しています。

現在、人権理事会において社会権規約についても義務の不履行について個人が「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」に直接通報し、審議を求めることを認める内容を含んだ「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書」の起草作業が進んでおり、本年中に国連総会で採択される見込みです。

おわりに

以上説明しましたように、世界人権宣言は、人権確立のための長い歴史の上で、人類がその英知を結集した成果であり、人類社会のすべての構成員の譲ることのできない権利をうたった基本的な国際文書です。この世界人権宣言は多くの国際条約や、各国の憲法、国内法等に非常に大きな影響を与えてきました。今日においても、さまざまな活動の場でこの宣言の文言が引用されていることは御承知のとおりです。また、この宣言の内容を敷衍し、これを条約化した国際人権規約は、国連の採択した人権諸条約の中でも最も基本的かつ包括的なものとして、人権及び自由の擁護と促進のための国際的努力の基本的な拠り所となっています。

わが国の憲法も、人権を、「侵すことのできない永久の権利」であるとし、その尊重を、民主主義、平和主義と共に、基本原理の一つとしており、人権の尊重は、国政の拠って立つ基盤であるとされています。

世界人権宣言 60 周年を機会に、世界人権宣言及び国際人権規約の重要性及び意義を改めて振り返ることは、人権の保障をより一層充実させ、強化させていく上で大きな意義があり、本冊子が一助となれば幸いです。